

第4期地域福祉計画（2018年度～2023年度）の概要

I. 地域福祉計画とは【計画P.3】

社会福祉法第107条に規定された法定計画



【参考】他計画の期間

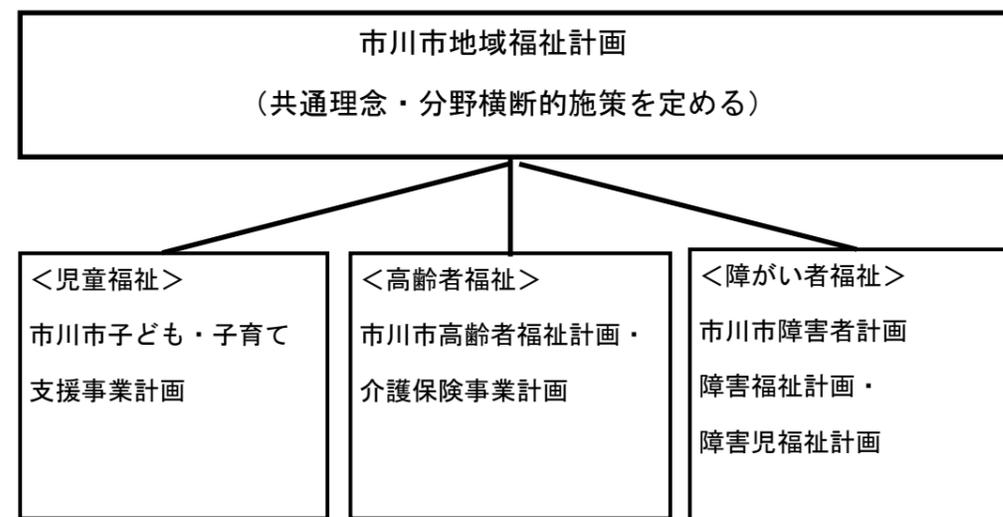
第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2021～2023年度）

第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画（2021～2023年）

II. 市川市地域福祉計画の基本理念【計画P.3】

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、
自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」

III. 地域福祉計画と関連する諸計画の位置づけ【計画P.6】



IV. 基本目標【計画P.32】

基本目標1

安心と信頼のあるまちづくり

・高齢者・障がい者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高いサービスが提供できる仕組みづくりを進めます。

基本目標2

参加と交流のまちづくり

・自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等各関係機関との連携を一層強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境の整備に取り組むことにより、交流を通じた地域の関係づくり、地域での支えあいを促進します。

基本目標3

安心とうるおいのあるまちづくり

・高齢社会への対応や、すべての人が住みやすく行動しやすいまちづくりを進めるため、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づいて生活環境を整備
・防犯面でも関係機関との連携を一層強化し、すべての市民が安全で快適に暮らすことのできる生活環境の整備に向けて取り組みます。

基本目標4

自立と生きがいづくり

・市民、ボランティア、地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等さまざまな健康づくり事業に取り組んでいます。
・就労支援や生涯学習環境の充実および社会的な自立支援が必要な人に対する支援を行い、健康で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

基本目標5

地域福祉推進の基盤づくり

・基本目標1～4の達成に向けて、それぞれの施策及び事業に共通する課題解決及び取組を効果的に進めるため、地域を横断する視点で取組を行い、実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

V. 中間見直し追加版（令和3年3月）の概要

基本目標1 安心と信頼のあるまちづくり



- （1）相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を令和5年度に実施できるように取組を進める。
- （2）令和4年度末までに本市の成年後見センターのあり方の検討を進める。